

# 委員会紹介

## 第8回 紛議調停委員会

2007年度 紛議調停委員会 委員長 勝野 義孝 (31期)



### 1 紛議調停委員会の職責

紛議調停委員会は、弁護士法31条の弁護士会の目的から、同33条2項12号「会員の職務に関する紛議の調停に関する規定」に基づき、各弁護士会に設置される懲戒委員会及び綱紀委員会（同項8号）とともに弁護士会の必要的制度である。その目的は、弁護士会の自治権による自浄機能であり、弁護士の職務に反する行為は当然のこととして、弁護士の職務に関する紛争を、弁護士会が自ら解決すべき義務を遂行することにある。もって、弁護士及び弁護士会に対する市民の信頼を確保するものである。

### 2 組織体制

- (1) 委員長及び副委員長3名をおいている。委員は70名であり、全体委員会を構成するとともに、部会制をとり、各部会4名とし、17部会構成である。
- (2) 各部会は、部会長を置き、個別案件ごとに主査が決められ、2名以上の小部会によって運営される。部会（小部会でも）では、当事者・関係者の出頭を求め、非公開の下に、事情聴取を行う。これによって、当事者の互譲を前提とする調停を進めている。
- (3) 全体委員会は、毎月1回開催され以下の内容が行われる。

とくに、調停不成立案件は、全体委員会における承認が必要であり、担当部会の委員による不成立に至った理由の説明を要し、これに対して全体委員会の最終決議を行うことになる。さらに、「事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立てをしたと認めるとき」（紛議調停委員会会規16条1項）との判断により、「調停しない旨の決定」は、全体委員会において行われなければならない。

その他、各部会から係属中の案件につき問題があると考えられる質問等を取り上げ、全体委員会にて討議することも重要なこととなっている。

### 3 申立案件等

#### (1) 申立内容

①着手金、報酬金関係 ②預託金品返還請求 ③書類返還請求 ④損害賠償請求 ⑤経過報告、結果報告請求等多くが、弁護士職務基本規程等弁護士倫理に抵触しているものである。

#### (2) 受理及び処理件数

ここ数年の受理件数は、年100件を超えており、調停成立は40%程、不成立32%程であるが、今後、会員の増加及び市民の弁護士に対する責任追及の意識の高まり（消費者契約法等）から、さらに増加することが予想される。

### 4 おわりに

当委員会としても、弁護士の品位の保持、弁護士業務の改善進歩を図るため、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務をより充実させることを旨として、他の委員会とともに協力し合い、さらには、他の弁護士会に設置された紛議調停委員会と交流していくことが必要と考えている。

とともに、紛議調停委員会における調停手続につき、その機能及び解釈の充実を図るため委員会会規の改正等をはじめ諸問題につき検討していきたい。

#### \* 紛議調停委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第2水曜日 午後3時30分～5時  
担当事務局 総務課 TEL.03-3581-2204